

## 長野県告示第367号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

財政改革チーム

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北佐久郡軽井沢町	北佐久郡軽井沢町軽井沢、 大字軽井沢の各一部	平成16年 3月31日まで
北佐久郡北御牧村	北佐久郡北御牧村大字八 重原の一部	平成16年 3月31日まで

農村整備課



## 公告

長野県公債を定時償還するため、次のとおり抽せんします。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

## 1 銘柄、償還額及び償還期日

銘柄	償還額	償還期日
平成5年度第2回公債	千円 750,000	平成15年9月25日
平成5年度第3回公債	960,000	平成15年10月24日
平成5年度第5回公債	330,000	平成15年11月25日
平成6年度第2回公債	660,000	平成15年9月25日
平成6年度第4回公債	1,419,000	平成15年10月24日
平成6年度第6回公債	801,000	平成15年11月25日
平成7年度第2回公債	960,000	平成15年9月25日
平成7年度第4回公債	1,623,000	平成15年10月24日
平成7年度第6回公債	300,000	平成15年11月25日
平成8年度第2回公債	999,000	平成15年9月25日
平成8年度第4回公債	1,239,000	平成15年10月24日
平成8年度第5回公債	296,000	平成15年11月25日
平成9年度第2回公債	945,000	平成15年9月25日
平成9年度第3回公債	615,000	平成15年10月24日
平成9年度第5回公債	109,000	平成15年11月25日
平成10年度第2回公債	690,000	平成15年9月25日
平成10年度第3回公債	510,000	平成15年10月24日
平成10年度第5回公債	377,000	平成15年11月25日
平成11年度第2回公債	300,000	平成15年9月25日

- 抽せん期日 平成15年7月29日(火) 午前10時
- 抽せん場所 長野市大字中御所岡田178番地8  
株式会社 八十二銀行
- 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

- 調達をする物品等及び数量

防寒靴 253足

- 物品等の特質

入札説明書のとおり

- 納入期限

平成15年11月21日

- 納入場所

入札説明書のとおり

- 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

- 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成15年7月28日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年7月29日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁本館入札室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課





## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

## 1 申請のあった年月日

平成15年7月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こまネット

## 3 代表者の氏名

馬場隆志

## 4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市東伊那2601番地2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、子供達、障害者とその家族に対して、住み慣れた地域において家族的な雰囲気のもとで介護、育成が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、子供達、障害者の住み易い社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら上郷店

飯田市上郷飯沼3406-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(有)まるやま

飯田市上郷飯沼3409

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年3月3日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,250平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 77台

(2) 駐輪場の収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の面積 98平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 47立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

## 8 届出年月日

平成15年7月2日

## 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

## 10 縦覧の期間

平成15年7月17日から平成15年11月17日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド檀田店

長野市檀田土地区画整理事業区域内32-2-2ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年3月10日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,769平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 125台

(2) 駐輪場の収容台数 8台

(3) 荷さばき施設の面積 105平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 55立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時から午後8時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 18箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後9時

8 届出年月日

平成15年7月7日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年7月17日から平成15年11月17日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

駒ヶ根市駅前ビル

駒ヶ根市中央36

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

駒ヶ根市

駒ヶ根市赤須町20-1

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マルトシ	午前10時	午後7時
(有)旭テレビ商会		
(株)ワッツ		
木下真由美		
(株)ビルト		
小林由美子		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マルトシ	24時間	
(有)旭テレビ商会	変更前と同じ	変更前と同じ
(株)ワッツ		
木下真由美		
(株)ビルト		
小林由美子		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①	午前7時30分から午前0時30分まで	24時間
②	24時間	変更前と同じ

4 変更年月日

平成15年7月1日

5 届出年月日

平成15年6月26日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年7月17日から平成15年11月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベシア電器佐久インター店

佐久市岩村田北1-13-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カインズ

群馬県高崎市高関町380

## 3 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分から午後8時まで	午前7時30分から午後6時まで

## 4 変更年月日

平成15年8月1日

## 5 届出年月日

平成15年7月4日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県佐久地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成15年7月17日から平成15年11月17日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ 上松店

長野市上松4-945ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後11時30分

## 4 変更年月日

平成15年7月24日

## 5 届出年月日

平成15年7月9日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成15年7月17日から平成15年11月17日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

更北中央ショッピングセンター

長野市青木島町大塚字北島946ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前10時	午後10時
(有)スーパーまるやま		
(有)大山商店		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後11時30分
(有)スーパーまるやま		
(有)大山商店		

- 4 変更年月日  
平成15年7月24日
- 5 届出年月日  
平成15年7月9日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成15年7月17日から平成15年11月17日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

平成15年6月30日、北安曇郡美麻村による梨の沢地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年7月17日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

土地改良課

公告

平成15年6月30日、北安曇郡松川村による東細野地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年7月17日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

土地改良課

公告

県営青木地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
県営土地改良総合整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成10年7月27日
- 3 工事の完了年月日  
平成15年3月26日

土地改良課

公告

下伊那郡下條村による吉岡井地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年7月17日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成13年5月24日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
下伊那郡下條村
- 4 事務所の所在地  
下伊那郡下條村睦沢8801番地1
- 5 工事着手年月日  
平成13年11月22日
- 6 工事完了年月日  
平成15年3月12日

土地改良課

公告

下伊那郡高森町による上平地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年7月17日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成12年5月25日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
下伊那郡高森町
- 4 事務所の所在地  
下伊那郡高森町下市田2183番地1
- 5 工事着手年月日  
平成12年9月25日
- 6 工事完了年月日  
平成15年3月14日

土地改良課

公告

下伊那郡天龍村による梨畑地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年7月17日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

- 1 土地改良事業の名称  
棚田地域等保全整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成13年12月21日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
下伊那郡天龍村
- 4 事務所の所在地

下伊那郡天龍村平岡878番地

- 5 工事着手年月日  
平成13年12月22日
- 6 工事完了年月日  
平成15年3月24日

土地改良課

公告

県営辰野地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により下記に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営辰野地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営辰野地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成15年7月28日までに辰野町農業委員会に申し出てください。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫  
記

- 1 県営辰野地区土地改良事業変更計画の概要
- 2 その他必要事項  
農地転用に関する分担金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の工事の完了する日の属する年度の翌年度(その年度が到来する前に知事が指定する場合にあっては、当該指定に係る年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金徴収条例の定めるところにより、当該転用農地について分担金を徴収する。

土地改良課

公告

佐久市における県営瀬戸原地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年7月4日行いました。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上伊那郡辰野町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字伊那富の一部	平成15年7月17日
下伊那郡阿南町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	字新野の一部	平成15年7月17日
下伊那郡天龍村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	平岡の一部	平成15年7月17日
上水内郡三水村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字倉井の一部	平成15年7月17日
上水内郡豊野町	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成14年度まで	大字石の一部	平成15年7月17日
木曽郡日義村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	日義村の一部	平成15年7月17日
木曽郡開田村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字末川の一部	平成15年7月17日
下伊那郡上村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	上村の一部	平成15年7月17日
木曽郡木祖村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字小木曾の一部	平成15年7月17日

農村整備課

公告

平成16年度長野県林業大学校学生を次のとおり募集します。

平成15年7月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 募集人員及び修業年限
  - (1) 募集人員 20人(林業専門課程林学科)
  - (2) 修業年限 2年
- 2 一般入学試験
  - (1) 出願資格
 

次のいずれかに該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)とする。

    - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
    - イ 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
    - ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
  - (2) 出願手続
    - ア 提出書類
      - (ア) 入学願書(本校所定の用紙による。)
      - (イ) 調査書(最終学校の長が作成したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によってこの調査書が得られない者にあつては、卒業証明書及び成績通知票の写し又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができる。)
      - (ウ) 身体検査書(本校所定の用紙により、出願前3月以内に医師が発行したもの。ただし、平成16年3月高等学校卒業見込みの者を除く。)
      - (エ) (1)のウに該当する者にあつては、その事実を証する書類

(カ) 受験票交付用封筒(長形3号封筒に出願者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手を貼ったもの。)

イ 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。)納付すること。

ウ 受付期間

平成15年12月9日(火)から12月24日(水)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送による場合は、平成15年12月24日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 提出先

長野県木曾郡木曾福島町新開4385の1

(郵便番号 397-0002)

長野県林業大学校

オ 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付する。

(3) 入学審査

入学審査は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

ア 期日及び場所

(ア) 期日 平成16年1月22日(木)

(イ) 場所 長野県林業大学校

イ 筆記試験

(ア) 必須科目 英語 I (60分)

(イ) 選択科目 国語 I (古文、漢文を除く。)、生物 I B 及び育林から1科目(60分)

ウ 人物考査

面接

エ 身体検査

身体検査書による。

(4) 合格発表

平成16年1月30日(金)午前9時に長野県林業大学校に掲示するほか、本人に通知する。

3 推薦入学試験

(1) 出願資格

2の(1)に該当する者のうち、最終学校における成績が特に優秀であって、該当学校の長から推薦された者

(2) 推薦条件

ア 最終学校の長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者

イ 本校への入学を専ら志願する者

(3) 出願手続

ア 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

イ 受験料

2の(2)のイによる。

ウ 受付期間

平成15年10月14日(火)から10月28日(火)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

郵送による場合は、平成15年10月28日(火)までの消印の

あるものに限り受け付ける。

エ 提出先

2の(2)のエによる。ただし、最終学校の長を経由して行うこと。

オ 受験票の交付

2の(2)のオによる。

(4) 入学審査

入学審査は、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

ア 期日及び場所

(ア) 期日 平成15年11月12日(水)

(イ) 場所 長野県林業大学校

イ 人物考査

小論文(60分)及び面接

ウ 身体検査

身体検査書による。

(5) 合格発表

平成15年11月25日(火)午前9時に長野県林業大学校に掲示するほか、推薦書を作成した最終学校の長を経由して本人に通知する。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところによる一般入学試験に出願することができる。

4 その他

入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県林業大学校(電話 0264-23-2321)に行うこと。

郵送により入学願書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、140円切手を貼った角形2号封筒を同封すること。

林業振興課